

令和4年 第17回上川町農業委員会総会議事録

令和4年4月27日（水）第17回上川町農業委員会総会を上川町役場
中会議室において開催した。

記

- | | | |
|-----------|-----|------------------------|
| 1. 日 | 時 | 令和 4年4月27日（水）午後3時00分より |
| 2. 場 | 所 | 上川町役場中会議室 |
| 3. 出席委員数 | | 10 名 |
| 4. 出席委員氏名 | 1 番 | 2 番 |
| | 3 番 | 4 番 |
| | 5 番 | 6 番 |
| | 7 番 | 8 番 |
| | 9 番 | 10 番 |

5. 職務のために出席した事務職員

事務局長
主 任
主 任

第 17 回 上川町農業委員会総会 議事録

開会の挨拶を行う。(挨拶の内容省略)

(会長)

これより、会議を行います。

ただ今の出席委員は 10 名であり、規定の定足数に達しておりますので、これより会議を行います。

日程 1、会議録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議録署名委員は会議規則第 14 条の規定により議長において、議席番号 1 番〇〇委員、議席番号 2 番〇〇委員を指名いたします。これにご異議ございませんか？(はいの声)異議なしと認めます。

次に、会期の決定についてを議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか？(はいの声)

異議なしと認め、会期を本日 1 日と決定いたします。

諸般の報告についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

(事務局長)

諸般の報告を申し上げます。(内容省略)

(会長)

ただ今報告がありましたが、よろしいでしょうか？(はいの声)

それでは次に移ります。

議案第 1 号 現況証明書の交付についてを議題といたします。

(事務局長)

議案の 1 ページをご覧ください。まず 1 件目、〇〇所有の土地で、〇〇から 2 筆になります。2 ページが地番図となっておりますが、こちら鮮明ではないので、次のページにあります航空写真をご確認ください。この土地は〇〇から〇〇さんへ売買を予定している土地となります。航空写真からご確認いただける通り、畑地となっておりますので、現在公簿が田となっておりますが、田から畑へ地目変更していきたいと思っております。

資料の 1 ページ目にお戻りください。2 件目でございます。〇〇の〇〇さんが所有する土地で、〇〇他 7 筆でございます。4 ページ目をお開きください。赤の線で囲まれた部分になります。この土地は〇〇さんから〇〇さんへ売買を予定している土地となります。〇〇さんにお伺いしますと、今年は畑で来年以降は水田として使用する考えとのことですので、現在、公簿上は畑や原野、雑種地となっておりますが、これを田へ変更したいと思います。いずれも売買を伴うもので、売買成立前に地目変更を終了するためのものでございます。現況証明書を交付してよろしいかどうかご審議をお願いいたします。

(会長)

ただいま説明がありましたが、このことについて質問等ございますか？よろしいでしょうか？（はいの声）

それでは第1号議案について原案のとおり承認することを決定いたします。

続きまして、第2号議案 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画作成についてを議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

(事務局長)

資料の6ページをご覧ください。こちらのあっせんにつきましては2月の総会で議案として提出している案件となります。資料につきましては、8ページ以降に集積計画の1枚目と3枚目をそれぞれつけております。まず1番初め、〇〇さんと〇〇さんとの間での利用権の再設定となります。こちらの土地ですが、〇〇〇〇さんの所有となっております、〇〇さんが相続したことによる利用権の再設定ということで賃貸借契約を今年の4月1日から令和7年3月31日まで設定を行うものです。

2番、〇〇〇さんの計画です。こちらは従前、〇〇さんと〇〇さんとの間で賃貸借契約を結ばれておりまして、これから売買契約をするものでございます。価格につきましては、反あたり〇万円、畑地は反あたり〇万円で積算しております。

3番及び4番、いずれも〇〇さんが購入するものでございます。まず、3番についてですが、〇〇さんから使用貸借している土地となります。〇〇さんからはあまり良い土地ではないのでいらないという話もされていましたが、〇万円で購入するという形にさせていただきました。続きまして、4番ですが、こちらは〇〇さんから〇〇さんへ売買するものでございます。こちらも現在賃貸借契約が結ばれておりまして、売買契約をするものです。

5番につきましては、〇〇さんから〇〇〇〇さんに売買するものでございます。従前〇〇さんの土地で、〇〇さんへ賃貸借契約をしていた土地でしたが、〇〇さんが〇〇さんに土地を購入してもらえるか打診したところ、〇〇さんでは購入しないとのことで、〇〇〇〇さんが農地を探していたことから、農業委員会の方で〇〇さんに話をさせていただいて、〇〇さんと〇〇さんが売買契約をするものです。反あたり〇万円で合計〇万円、そのほかに原野も5町ほどありましたので、〇〇さんが〇万円ほど上乗せして合計〇〇万円となったものです。

6番目の〇〇さんの計画ですが、〇〇さんから〇〇さんに平成28年から10年間で賃貸借契約を結んでいた土地になります。〇〇さんから農業を営むことができないとの申し出があり、先日25日にあっせん会議を行い、反あたり〇万円、合計〇〇万円で決定したもののになります。

(会長)

それではただいまの説明について質疑応答を承りたいと思いますが、当事者、委員さんの

中で〇〇委員の案件が3件ありますので、この3件を先に〇〇委員退席で行いたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは暫時休憩いたします。(〇〇委員 一時退席)

では、1番、3番、4番について質問等ございましたら承りたいと思いますが、よろしいでしょうか？(はいの声) それでは原案どおりいたします。(〇〇委員 入室)

休憩を排しまして、残りの2番、5番、6番についてご質問等承りますが何かございますか？

(委員)

6番の〇〇さんの件についてですが、この間25日のあっせん会議で話をしましたが、付帯地を含めて〇〇万円という形で決定しています。

(会長)

事務局の方の説明にはありませんでしたが、今、〇〇委員さんが言われた内容をひっくり返した中での〇〇万ということで、航空写真をよく目を凝らして見ていただくとちょっと町の土地が間に入っていてつながっていないと思いますが、ここは昔用水路ということで間に町の土地が横断しているような土地で、今度売買の中で〇〇さんが基盤整備をするときにその土地を譲り受けて田んぼとして使うということも内々で話がありますので皆さんの頭の中にも入れておいてください。写真はあったかい？

(事務局長)

今あっせん会議の時の資料を見ていただきたいと思いますのでご確認ください。

(会長)

立派な家のような…。シャッターだけでも〇万くらいしそう。

(委員)

5番の〇〇さんのやつは結局10aでいくらということになったの？

(事務局長)

〇万です。

(委員)

〇万円だ。で〇〇さんが余分に〇万円出すということだね。

(事務局長)

そうです。

(会長)

他に何かございますか？なければ…、よろしいでしょうか。(はいの声)

それでは議案の第2号、1番から6番まですべて原案のとおり承認いただいたということで、次に移りたいと思います。議案の第3号、農業生産法人の要件確認についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

(事務局長)

資料18ページをご覧ください。農業生産法人の要件確認についてでございます。農業生産法人の要件といたしまして、法人形態、事業要件、構成員、役員要件がございまして、事務局の方で4項目についてはすべて満たしていることを申し上げます。それでは1つ1つご説明させていただきます。まず、19ページ、〇〇さんです。経営面積、農産物は変更なし、売上高は〇〇〇万円です。構成員につきましては、1名増加、業務執行役員も兼ねておりますので、それぞれ1名増となっております。続きまして〇〇さんです。経営面積、農産物は変更ありません。農業の売上高〇〇〇〇万円です。その他事業の〇〇万円は町の除雪委託費となっております。こちらは構成員、業務執行役員は変更ありません。22ページをお開きください。〇〇さんです。経営面積、関連事業等は変更ありません。売上高は〇〇万円です。こちらは土地の賃貸により収入が上がっており、構成員、役員は変更ありません。続きまして〇〇さんです。経営面積、農産物は変更ありません。売上高は〇〇〇〇万円、構成員、役員の変更はありません。23ページをお開きください。〇〇さんです。経営面積、農産物の変更はありません。売上高は〇〇〇〇万円です。構成員、役員等の変更はありません。〇〇さんです。経営面積、農産物の変更はありません。売上高は〇〇〇万円です。構成員は2名増となっております。最後に〇〇さんです。こちらは訂正をお願いしたいのですが、記載年月日の令和4年の部分を4月5日から3月31日に訂正をお願いいたします。経営面積、農産物の変更はありません。売上高は〇〇〇万円になります。構成員、役員の変更はありません。以上で説明を終わります。

(会長)

説明が終わりましたが、質問等ございますか？ 何かお気づきの点はございますか？
よろしいでしょうか。(はいの声)

それでは議案の第3号は承認いただいたということで、議案の第4号に移りたいと思います。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。

(事務局長)

26ページをご覧ください。重点目標として、6項目あげさせていただいております。こ

これらの6項目は昨年度から継承しております。まず1つ目ですが、農業委員会制度・農地改革制度を踏まえた取り組みとしまして、4項目ございます。今回添付資料にもありますとおり、今年度以降の法律改正により農業委員さん、事務局職員の業務量が増加する内容となっております。このような状況ではありますが、積極的に各研修に参加したいと考えておりますので、皆さんもぜひ参加をよろしくお願いいたします。

2項目目、TPP 協定への的確な対応、3、農業改革検討への取り組みについてです。水田活用交付金の減額など、今後の農業経営を不安視する声が聞かれます。そのため、各地域の実態に即した農業政策の提案を地方連合会や道農業会議等と連携して取り組みを進めてまいります。

4、優良農地の確保・有効利用に向けた取り組みです。農地中間管理機構など生産性の向上に効果的な農地の利用調整と各種支援措置を活用し、対策を進め、農地利用状況の点検を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5番目、担い手育成・確保の取り組みです。町では農業担い手対策協議会が設立されておりますが、前年度はコロナの状況により、受け入れができませんでした。本年度もどうなるかわかりませんが、町の担い手対策協議会と連携をしながら取り組みを進めてまいります。

6項目目、農業者年金推進対策の取り組みは2項目となっております。

27 ページをお開きください。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)を作成させていただいております。まず、1項目目、令和4年3月31日現在の農業委員会の状況についてですが、こちらの数字につきましては2015年の農業センサスから数字を拾っております。で、2番目の農業委員会の現在の体制についてですが、農業委員の定数について、昨年の資料にも定数が入っておりまして、ただ、実際に農業委員会の定数は記載しておりますが、例えば認定農業者6名と定めているわけではありませんので、令和4年度の定数の数字につきましては削除しております。また後でご説明させていただきます。実数としましては、認定農業者7名、女性2名、40代以下1名の計10名となっております。

続きまして28ページをお開き下さい。担い手への農地の利用集積・集約化になります。こちらにも農業センサスを含めて記載しております。結果、4番目の目標及び活動に対する評価につきましては、まず目標に対する評価として、「集積がかなり進んでいることから、今後は農家の実情を考慮した目標値設定が必要である」、活動に対する評価として、「離農や休農等が見込まれる者に対して農地の集積・集約化による有効利用及び制度の周知、担い手の紹介などの活動を継続する必要がある」と記載させていただいております。

3番目、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、こちらは現状実績ゼロとなっております。続きまして30ページをお開きください。遊休農地に関する評価についてです。こちらは上川町には遊休農地はないものとして進めております。下段、4番目の目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価として「可能な限り詳細な調査が必要だが、現在は遊休地はなし」と記載させていただいております。また、活動に対する評価としては

「離農等による遊休地の発生もありうることから、町及び農業委員会並びにＪＡなどと協力して農地利用の最適化に努める必要がある」と記載させていただいております。

５番目、違反転用への適正な対応については該当なしと報告いたします。

３２ページをお開きください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。まず、農地法第３条に基づく許可事務ですが、１年間の処理件数８件のうち１件許可と記載しておりますが、８件のうち８件に訂正をお願いします。すべて許可しております。中段、農地転用に関する事務について、１年間の処理件数は現況証明７件となっております。隣のページ３３ページです。農地所有適格法人からの報告の対応についてですが、先ほどご説明したとおり、７件のうち７件から提出をいただいております。４番目の情報提供等については、上川町のホームページ等で公表又は公表を検討することとしております。

３４ページをお開きください。地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容については特にございませんでした。事務の実施状況の公表につきましては本総会を経た後にホームページで公開したいと考えております。まず令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてご説明させていただきました。

（会長）

続けて説明してください。

（事務局長）

わかりました。続けて３５ページをご覧ください。令和４年度最適化活動の目標の設定等です。今年から様式が一部変わり、中身についても若干変更があります。まず初めに農業委員会の状況でございます。４月１日現在定数は１０名、実数で認定農業者７名、女性２名、４０代以下１名と記載しております。農地利用最適化推進委員はこちらの方はいませんので記載しておりません。農家・農地等の概要については記載のとおりとなっております。右側の経営体ですけれども、認定農業者ですとか、認定新規就農者、農業参入法人、重複した数字となっておりますので、延べ数と考えていただきたいと思います。例えば農業法人ですと７件のうちに入っておりますし、認定農業者の中にも数字として入っておりますので、重複となっていることをご理解いただきたいと思います。下の耕地面積につきましてはＪＡさんに確認した数字を記載しております。

３６ページをご覧ください。１番目の現状は先ほどの数字を記載しておりまして、現在の集積率は８２．７７％となっております。課題といたしましては、「農業従事者の高齢化・離農などにより遊休農地の発生が見込まれることから、担い手の確保、農地の有効活用を図ることが課題である。しかし、農地の８割以上が集積されていることから、新規参入者の農地確保は困難である」と記載させていただいております。続きまして、新しくできました目標になります。農地集積の目標年度は各農業委員会で設定できることから、上川町といたしましては水活の減額になる令和８年度まで目標年度を設定させていただいて、集積率を現在の

82.77%から 83.50%までを目標としております。今年度の新規集積面積は 4 ヘクタール、農地面積は 1,939 ヘクタールとしております。こちらの根拠といたしましては、現在の集積率 82.77%を 83.00%まで引き上げるために集積する面積を割り返して 4 ヘクタールとしたものです。2 番目の遊休農地についてですが、こちらは遊休農地なしと報告したいと考えております。課題といたしましては、「遊休農地が発生しないように農地の利用状況調査の実施と離農者への指導・周知を図る」と記載しております。続きまして 37 ページをご覧ください。3 番目、新規参入の促進でございます。令和元年度から令和 3 年度までの実績といたしましては新規参入はなし、課題といたしましては「集積率が 8 割以上のため新規参入者の農地確保は厳しい状況にある」と記載させていただいております。下の目標ですが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は 2 ヘクタール、この根拠としては次の議案にもありますが、上川町の下限面積が 2 ヘクタールとなっておりますのでこちらの数字を記載しております。続きまして最適化活動の活動目標になります。こちらが今年度から新たに追加となった項目で、資料として別途お配りしているものをご覧ください。まず、「推進委員等」と記載がありますが、こちらは農業委員さんも含まれます。農業委員さんが最適化活動を行う日数目標を設定してくださいということで、上川町としましては、1 か月につき 1 日と記載させていただいております。実際にどのようなものが最適化活動というものになるかと言いますと、「農地の集積に向けた活動」「遊休農地の解消・発生防止活動」「新規参入の促進活動」の 3 項目で、これらを毎月 1 日目標設定して年度末に公表してくださいということになっております。正直なところ、農業委員さんの仕事が増えることになってますが、農業委員の他に地域の役員を担われている方がほとんどかと思しますので、そういった会議や総会に出席された際に役員の顔と農業委員としての顔をお持ちかと思しますので、出席いただいたら活動報告の方に記載いただきたいと思います。

続きまして、活動強化月間の設定目標になりますが、活動強化月間を 3 か月以上設定することとなっておりますので、3 か月以上の設定として記載しております。そして最後に新規参入相談会への参加目標についてですが、ただ就農フェアに参加するのではなく、上川町農業委員会としてブースを構えて最低 1 回以上は参加しなさいということになっております。就農フェアは 1 ブースを構えるのに 10 万円程度の費用がかかり、先ほど担い手協議会について説明させていただきましたが、札幌の方で就農フェアに参加したところ、やはり道内で開催した場合は十勝管内や石狩管内に関する相談が多く、上川管内への就農相談に来る方がいないのが現状です。ですので、札幌の他、東京や大阪で就農フェアに参加して初めて何人か相談に来られるという状況です。1 名東京の就農フェアに参加いただいた方が〇〇に就農しているという実績もありますが、農業委員会として 10 万円を支出してブースを構えて就農フェアに参加するというのはなかなかハードルが高いため、コロナの状況にもよりますが、担い手対策協議会で就農フェアに参加した場合に都合の合う農業委員の方から 1 名の参加をお願いしたいと考えており、今回は相談会への参加を 1 回としております。

これらについてはホームページへの公表や道への報告が必要となることにもご理解くださいますようお願いいたします。

（会長）

ただいま説明がありましたが、目標の設定については毎年作成しているものですが今回新しくプラスアルファということで、このように活動していかなければならないということでご理解いただきたいと思います。皆さんから何か質問があればお願いしたいと思いますが…。

35ページの農業委員の定数の部分だけど、例えばもし〇〇さんが女性でないとしたら、中立委員になるのかな？

（事務局長）

そうですね。記載要領でそのようになっていて、私の判断で上から順に記載しています。

（会長）

中立委員の欄に（1）と記載した方が良いのでは？

（事務局長）

そうですね。中立であり、女性ということですので、横に付記します。

（委員）

法人の役員は認定農業者ではない？

（事務局長）

今の状態は認定農業者であり、かつ法人ということになります。

（委員）

なるほど。

（会長）

〇〇さんは認定農業者かな？

（委員）

いえ、私はなってないです。

(委員)

役員でもないもんね。中立でなくて女性でいいのかな？

(事務局長)

そうですね。中立の欄ではなく女性の欄になりますね。J Aの女性部推薦で…。

今、女性の登用が叫ばれていまして、定員の3割以上を女性委員にという目標がありますので、上川町の場合ですと目標として3名が必要になります。非常に高いハードルとなっています。

(会長)

よろしいでしょうか？(はいの声)

それでは議案第4号は原案通りとして、次に進みます。議案第5号、上川町管内の下限面積の設定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

(事務局長)

上川町管内の下限面積についてですが、北海道で定める下限面積が2ヘクタールとなっておりますので、上川町も昨年同様に2ヘクタールとして設定したいと考えております。

(会長)

例年のごとく2ヘクタールとなりますが、今後下限面積も廃止となるそうですが、法律が変わるまでの間2ヘクタールということでよろしいでしょうか。(はいの声)

では議案第5号は原案のとおりといたします。続きまして、議案第6号、上川町農業委員会の日程についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

(事務局長)

農業委員会総会の日程ですが、昨年同様毎月25日を原則として開催させていただきたいと思います。ただし、25日が平日でない場合には平日に変更して招集いたします。また、5月と9月につきましては、農繁期のため定例会は行わないことにさせていただきたいと思います。

(会長)

これは昔からの日程ということでございます。5月と9月は総会を招集しないとなっておりますが、緊急を要する場合にはまた別で、過去に一度、旭ヶ丘のガーデンを作るときに5月の夜に集まってもらって急遽許可を出して工事がスタートしたということもあります。まずめったにそのようなことはないかと思いますが、こういうことでよろしいですね？(はいの声)

続きまして、議案第7号、令和4年度組織機構及び月別活動計画についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

(事務局長)

まず、農業委員さんの事務になりますが、例年通りとさせていただきます。また、事務局につきましては、私と〇〇主任、〇〇主事の3名で対応させていただきます。続きまして、42ページをお開きください。令和4年度の上川町農業委員会月別活動計画となります。こちらはほぼコロナが出ないという前提で記載しております。状況によっては急遽なくなる場合もございますが、今のところは記載の通り活動を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(会長)

ただいまの説明について何か質問事項はございますか？よろしいでしょうか？(はいの声)

それでは、このように取り進めたいと思います。議案の方はこれで終わります。ということで、次回の総会日程についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

(事務局長)

次回の総会ですが、6月の開催を予定しております。6月25日が土曜日となりますので、24日の金曜日、毎年6月は農地パトロールを含めまして、その後懇親会を開催しております。例年1時半に役場に集まっていただき、現地をぐるっと回った後、4時頃から懇親会が始まっております。

(会長)

6月24日ということで、農地パトロールも兼ねるということで、よろしくお願いします。では今日の議案はすべて終了いたしましたので、これで総会を終了いたします。

以上、会議顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名押印する。

令和4年4月27日

議事録署名委員

1 番

2 番